

## 新型コロナウイルス感染症退院受入支援の継続について

患者急増対策として緊急事態措置期間中の対策として実施している以下の取組みについて、入院対応医療機関の負担を軽減するため、緊急事態宣言が解除された後も継続する。

### 1 転院受入医療機関への支援

入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進

- ・ 1名受入あたり 10万円

(参考) 診療報酬加算

- ・ 二類感染症患者入院診療加算：250点 → 750点 (12/15～)
- ・ 救急医療管理加算 (90日間)：950点 (1/22～)

### 2 社会福祉施設への退院受入支援

退院にあたり社会福祉施設入居が必要な場合、施設への受入を支援

- ・ 1名受入あたり 10万円

(参考) 介護報酬加算

- ・ 退所前連携加算 (30日間)：500単位/日 (2/16～)